

REACH規制申告の承認基準

重要 – このガイドラインは、情報の提供を目的としたものであり、法的助言を構成するものではありません。このガイドは、サプライチェーン内での化学物質の登録、評価、認可および制限に関する2006年12月18日付けのREACH規則（EC）No 1907/2006の準拠に対するインバウンド申告をレビューするためのAssentの標準チェックリストになります。下記の承認基準は、非常に高い懸念のある物質の候補リスト（SVHC）にある物質の存在を報告するためのものです。

1. 会社のロゴやレターヘッドを挿入します。

- a. 申告/証明書が正式な会社のリリースであることを示す必要があります。

2. 適切なREACH規則の法的参照を含みます。

- a. これは、サプライヤーがお問い合わせを受けている法律についてある程度の認識を持っていることを示しています。実際の立法のタイトルは、化学物質の登録、評価、認可および制限（REACH）に関する2006年12月18日の欧州議会および評議会のREACH規則（EC）No 1907/2006 になります。
 - i. REACHのSVHC高懸念物質リスト（"候補リスト"）

3. 申告の対象となっている部品または製品への固有の参照を含みます。

4. コンプライアンスステータスを宣言します。

- a. SVHC高懸念物質の候補リストに記載される物質が製品に含まれていないことを示します。
- b. もしくはSVHC高懸念物質の候補リストに記載される物質が製品に含まれていることを示します。

5. 存在する物質を宣言します（該当する場合）。

- a. 部品にSVHC高懸念物質が含まれている場合、申告にはどの物質が存在するのかを含め、それらが含有される部品に直接リンクし記載する必要があります。

6. 適切な権限のある代表者が署名します。

- a. 代表者の氏名、連絡先、および役職を記載する必要があります。
- b. 申告書を発行する会社の社員でなければなりません。
- c. 役職は、コンプライアンス状況を説明するのに十分な材料または製品に対する知識があること、および会社での年功序列を示す必要があります。
 - i. 例：エンジニアリング、品質、材料、コンプライアンスマネージャー。

7. 参照日

- a. SVHC高懸念物質の候補リストは通常6ヶ月ごとに更新されます。したがって、各申告は、それが最新の候補リストへの追加に適用されることを識別し、参照とする日付を指定する必要があります。
 - i. SVHC高懸念物質の候補リストはここからご覧いただけます：
<http://echa.europa.eu/candidate-list-table>